平成２５年（フ）第１３７号
宮城県大崎市古川穂波３丁目３番59号　シャトー・ド・メール２号、従前の住所宮城県大崎市古川駅東３丁目７番41号　プラムクリークⅠ番館201号
破産者　明石　聡昌
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
福島県須賀川市並木町98番地１
破産者　佐藤　敏一
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
千葉県東金市北之幸谷248番地15
破産者　小澤　康人
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８０号
千葉県東金市北之幸谷248番地15
破産者　小澤はるみ
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２３１号
横浜市旭区左近山448番地の３　左近山団地９街区13棟502号
破産者　堀崎　秀雄
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３００号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目38番地
破産者　島田　洋之
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字77番地12、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字76番地１
破産者　吉村　直樹
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１９１号
長野県塩尻市大字奈良井342番地１　奈良井仲町団地９－５
破産者　村山　千広
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５１号
静岡県富士宮市中里東町114番地、前住所静岡県富士宮市中島町331番地の４　ピータラビットM202号、前々住所静岡県富士宮市中島町329番地、登記記録上の住所富士宮市外神東町169番地の２
破産者　小林　芳勝
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５３号
愛知県名古屋市中区千代田２丁目10番24号　ユーハウス鶴舞Ⅱ903号、前住所静岡県富士宮市外神東町169番地の２
破産者　小林　夏樹
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４２号
静岡県下田市大賀茂1432番地の23
破産者　中川　茂利
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第１３９号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目57番20号　ロイヤルシティ金子508、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目９番15―301号　佐鳴台壱丁目パーク・ホームズ
破産者　野口　滋
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
長崎県大村市久原２丁目809番地９、前住所長崎県大村市松並２丁目1131番地21
破産者　服部　壽子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第９７０号
埼玉県久喜市久喜東３丁目33番25号　新藤コーポ103号、旧住所埼玉県加須市愛宕１丁目９番５号
破産者　遠井　顕章
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４１号
さいたま市浦和区上木崎６丁目13番17号　ファインハウスカミキⅠ101号室
破産者　小野　順
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０７号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―４―201
破産者　右田　義昭
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９０号
埼玉県上尾市大字上340番地　しらこばと団地７―204
破産者　畠山　栄
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２２号
さいたま市浦和区領家１丁目14番15号　まことレジデンス105
破産者　金子　廣幸
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係